

令和4年 第1回臨時会

青木村議会会議録

令和4年8月2日 開会

令和4年8月2日 閉会

青木村議会

令和4年第1回青木村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (8月2日)

| | |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○出席議員 | 1 |
| ○欠席議員 | 1 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 |
| ○事務局職員出席者 | 2 |
| ○開会の宣告 | 3 |
| ○議事録署名議員の指名 | 3 |
| ○会期決定 | 3 |
| ○村長挨拶 | 3 |
| ○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 4 |
| ○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 7 |
| ○日程の追加 | 9 |
| ○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 10 |
| ○閉会の宣告 | 11 |
| ○署名議員 | 13 |

令和 4 年 8 月 2 日（火曜日）

（第 1 号）

令和4年第1回青木村議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和4年8月2日(火曜日)午前9時開会

日程第1 議事録署名議員指名

日程第2 会期決定

日程第3 議案第1号 令和4年度村道当郷国道北3号線及び6号線道路改良工事の請負契約について

日程第4 議案第2号 令和4年度農業用水路等長寿命化・防災減災事業当郷地区柿ノ木水路改良工事の請負契約について

追加日程第1 議案第3号 村長の専決処分事項の指定について

出席議員(9名)

| | | | |
|-----|-------|----|--------|
| 1番 | 松本淳英君 | 2番 | 塩澤敏樹君 |
| 3番 | 平林幸一君 | 5番 | 坂井弘君 |
| 6番 | 松澤正登君 | 7番 | 金井とも子君 |
| 8番 | 宮下壽章君 | 9番 | 沓掛計三君 |
| 10番 | 居鶴貞美君 | | |

欠席議員(1名)

4番 宮入隆通君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|--------|---------------------------------|--------|
| 村長 | 北村政夫君 | 教育長 | 沓掛英明君 |
| 参事兼 総務企画課長 | 片田幸男君 | 商工観光移住 課長 | 小林利行君 |
| 住民福祉課長 | 小根沢義行君 | 会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理 | 奈良本安秀君 |

建設農林課長

稲垣和美君

課兼長
画佐係
企補
務長務
総務
課総

小林宏記君

事務局職員出席者

事務局長

片田幸男

事務局員

小林宏記

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（金井とも子君） おはようございます。

開会に先立ち御報告申し上げます。4番、宮入隆通議員が都合により欠席するとの連絡がありましたので、御報告申し上げます。

ただいまから令和4年第1回青木村議会臨時会を開会します。

◎議事録署名議員の指名

○議長（金井とも子君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、2番、塩澤敏樹議員、8番、宮下壽章議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（金井とも子君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会は、お手元の議事日程表のとおりであります。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（金井とも子君） ここで、村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第1回青木村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。日頃より皆さんには村政の運営に御理解と御協力いただき、感謝申し上げます。

最初に、喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症につきましては、オミクロンの変異株B A. 5による第7波と言われる感染拡大が続いており、全県の新規陽性者数が過去最多を記録する中、青木村でも連日陽性者が確認されております。

現在、上田圏域の感染警戒レベルはレベル5に引き上げられ、全県に医療警報が発令中であります。

村といたしましては、4回目のワクチン集団接種の実施並びにコロナにより様々な困難に直面している方を支援するための5,000円的生活応援券の配付等を行ってまいりましたが、今後も最優先でその対策を実施してまいります。

さて、本日は竹内製作所青木工場建設に伴う周辺工事の一環として施行する議案第1号 令和4年度村道当郷国道北3号線及び6号線道路改良工事、議案第2号 令和4年度農業用水路等長寿命化・防災減災事業当郷地区柿ノ木水路改良工事について、請負契約を締結するため議決をお願いするものでございます。

1号議案の道路改良工事につきましては、交通安全及び渋滞緩和対策、2号議案の水路改良工事につきましては、用水の確保及び降水対策上実施するものでございます。

議案の詳細につきましては、建設農林課長から説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（金井とも子君） 村長の挨拶が終了いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 日程第3、議案第1号 令和4年度村道当郷国道北3号線及び6号線道路改良工事の請負契約についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、議案第1号について御説明申し上げます。

令和4年度村道当郷国道北3号線及び6号線道路改良工事の請負契約について。

昭和39年青木村条例第11号「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求めます。

記、1、契約の目的、令和4年度村道当郷国道北3号線及び6号線道路改良工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、1億120万円。

4、契約の相手方、長野市県町524番地、北野建設株式会社、代表取締役社長、北野貴裕。
令和4年8月2日提出、青木村長、北村政夫。

この工事は、竹内製作所（仮称）青木工場の周辺道路工事整備でございます。同工場の東南側を南北に走る村道当郷国道北3号線のうち91.3メートルと、同工場の南側を東西に走る村道当郷国道北6号線のうち242.6メートルの合計333.9メートルの既設村道を拡幅改良するもので、幅員は国道北3号線が右折レーンを含めた3車線道路で幅計11メートル、歩道は両側に設置で片側3.5メートル、内訳は歩行者帯が2メートル、植樹帯が1.5メートルです。

また、国道北6号線は2車線道路で幅計7メートル、道路南側への片側歩道設置で幅2.5メートル、道路北側にはボックスカルバート製の既設水路と車道の間にはガードレールを設置する工事で、国道143号の青木バイパス開通を見据えるとともに、竹内製作所の企業進出と村松東地区の既存企業、地域住民の皆様の交通安全と渋滞緩和対策として施工するものでございます。

工期は、議会議決後の本契約の日から令和5年3月15日までを予定しております。

以上、議案第1号について御説明を申し上げます。御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 提案説明が終了しました。これより質疑に入ります。

質疑のある方。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） あそこの地籍、特に地盤がかなり軟弱な地盤だと思います。上層路盤、下層路盤等についてはかなり金がかかるのかなという気がしますがけれども、どのくらいの掘削で、どのくらいの下層路盤入れるのか、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 標準横断、断面について内訳を申し上げます。

まず、当郷国道北3号線でございますが、下層側から見て、まず置換層、こちらが再生のクラッシャーランで70センチメートル、その上で下層路盤、再生クラッシャーランで29センチメートル、上層路盤として粒度調整砕石で25センチメートル、その上に基層としまして5センチメートル、さらにその上に表層として5センチメートルという内訳になっておりまして、主な工事の特徴としては、通常、国道でも一級国道と言われる国道でなければ2層舗装しないんですが、今回はかなり重量級の大型トレーラーが頻繁に通るということが想定されますので、2層舗装にしているというものが工事の特徴となっております。

一方、当郷国道北6号線につきましては、既に置換層については施工が済んでおりますので、下から下層路盤としてクラッシャーラン29センチメートル、上層路盤25センチメートル、基層路盤5センチメートル、表層路盤5センチメートルということで、やはりこちらについても、表層については2層舗装という形をとっているというような内訳でございます。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） それと今、国道からの道路の下、水道管が多分、当郷行くのに水道管が通っているかと思えます。そここのところの工事は、今回のこの工事ではなくて、それは簡水のほうでやる工事になるのですか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 議員おっしゃるとおり、今回こちらにつきましては、3号線・6号線、また国道部分に新たに水道管を切り回し布設する予定でおりまして、こちらは簡水の企業会計のほうの発注で別途工事を行うということとしておりまして、国道部分につきましては、既設管があるということから、県からの補償工事ということで、補償金を頂きながら施工するもので、こちらは8月中に別途発注を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） ほかにありますでしょうか。ありませんですね。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 討論を終結、議案第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第1号 令和4年度村道当郷国道北3号線及び6号線道路改良工事の請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 日程第4、議案第2号 令和4年度農業用水路等長寿命化・防災減災事業当郷地区柿ノ木水路改良工事の請負契約についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、議案第2号について御説明申し上げます。

令和4年度農業用水路等長寿命化・防災減災事業当郷地区柿ノ木水路改良工事の請負契約について。

昭和39年青木村条例第11号「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求めます。

記、1、契約の目的、令和4年度農業用水路等長寿命化・防災減災事業当郷地区柿ノ木水路改良工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、7,326万円。

4、契約の相手方、上田市諏訪形973番地1、千曲建設工業株式会社、代表取締役、甲田宗忠。

令和4年8月2日提出、青木村長、北村政夫。

この工事は竹内製作所（仮称）青木工場の南側を東西に走る村道当郷国道北6号線の南側を平行に走り、途中からカーブして村道大庭線と並行し、国道143号をアンダーパスした後の既設水路に接続する工事でございます。

既設の開渠である柿ノ木用排水路のうち274メートルを切り回し布設するもので、国道横断部は新たに東側に開削し布設します。水路のメイン規格は縦1.2メートル、横1.2メートルのボックスカルバートでございます。

これまで国道143号の横断箇所が狭く、大雨等により既設水路ではのみ込めず、周辺の地域へ溢水していたことから、その解消を目的として施工するものでございます。

工期は、議会議決後の本契約の日から令和5年3月15日までを予定しております。

以上、議案第2号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 提案説明が終了しました。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 先ほども聞きたかったんですけども、何者指名だったんですか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 指名選定委員会のところにかけてときには、12者として提案しまして、その中で、選定委員会の中で9者を指名していただきまして、9者で指名競争入札を行った次第でございます。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑。

杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 農業用水の長寿命化・防災減災事業とありますけれども、当初予算に入ってきたものだと思いますけれども、この財源については、起債と補助金両方使う、減災事業というから両方使うということですか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） こちらについては、当初県との調整の中では、団体営農村地域防災減災事業の補助金を活用しまして、補助率73%という高率の補助を受けて、全線対象になるという説明を受けて、そういった財源を見込んでおりましたけれども、その際、県との調整の中で、新たに布設する部分のところしか補助対象にならないということから、補助対象金としては約3,000万円余の金額を見込んでおりまして、補助残の部分につきましては、地活債等については、継ぎ足し単独分については起債対象外であるということから、補助残については一般財源で見込んでおります。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 討論を終結、議案第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第2号 令和4年度農業用水路等長寿命化・防災減災事業当郷地区柿ノ木水路改良工事の請負契約については原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（金井とも子君） これより、追加日程を上程いたします。

事務局より資料を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（金井とも子君） お諮りします。

ただいま資料をお配りいたしました。が、議会から議案第3号 村長の専決処分事項の指定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認めます。

議案第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 追加日程第1、議案第3号 村長の専決処分事項の指定についてを議題とし、提案者の説明を願います。

片田議会事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） 議案第3号 村長の専決処分事項の指定について。

下記の事項に関しては、村長において専決処分ができるものとして指定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和4年8月2日提出、青木村議会議長、金井とも子。

記、1、令和4年度村道当郷国道北3号線及び6号線道路改良工事の請負契約の変更請負契約に関すること。

2、令和4年度農業用水路等長寿命化・防災減災事業当郷地区柿ノ木水路改良工事の請負契約の変更請負契約に関すること。

村長が専決処分できる場合の地方自治法第180条第1項の規定に、地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、地方公共団体の長においてこれを処分することができるかとされております。

ここでいう軽易な事項とは、地方自治法実務提要、また、行政実例等から、次の場合というふうに考えております。

1つ目として請負金額の2割以内の変更、2つ目として工期延長に伴う工期の変更、3つ目としてその他上記以外の軽易な変更。例えば、契約相手方の法人の代表者が工事継続中に交代した場合ですとか、そのようなことを想定をしております。

以上、議案第3号について御説明を申し上げました。

○議長（金井とも子君） 提案者からの説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑ありますでしょうか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 討論を終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第3号 村長の専決処分事項の指定については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（金井とも子君） お諮りいたします。

本臨時会の会議に付されました事件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第1回青木村議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午前 9時22分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員